

緊急時情報伝達システムの今後の運用について

西区では、災害発生時の重要な情報を地域のみなさまに速やかにお伝えするため、避難勧告などの情報を一斉に電話でお知らせする「緊急時情報伝達システム」を 29 年 6 月から 3 年間の予定で試行導入しています。本システムの今後の運用方法について、以下のとおりお知らせしますので、よろしくお願いたします。

1 提供する情報

(1) 気象に関する情報の発令／発表及び解除

特別警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮）
及び土砂災害警戒情報

(2) 避難に関する情報（河川、土砂）の発令／発表及び解除

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示、避難所開設情報

(3) その他、特別にお知らせすべき緊急情報

2 提供する情報例

例 1) 土砂災害警戒情報の発表に伴い避難勧告を発令。あわせて避難所を開設した場合

「こちらは西区役所です。○月○日○時○分、土砂災害警戒情報が発表されました。これに伴い、○○町の一部に、避難勧告を発令しました。一本松小学校を避難所として、開設しました。」

例 2) 河川水位の上昇に伴い避難準備・高齢者等避難開始を発令。合わせて避難所を開設（①情報伝達 1 回目）。その後、河川水位の更なる上昇に伴い避難勧告を発令する場合（②情報伝達 2 回目）

① 情報伝達 1 回目

「こちらは西区役所です。大雨による河川水位の上昇に伴い、○月○日○時○分、南浅間町の全域に、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。西スポーツセンターを避難所として、開設しました。」

② 情報伝達 2 回目

「こちらは西区役所です。大雨による河川水位の上昇に伴い、○月○日○時○分、○○町の全域に、避難勧告を発令しました。西スポーツセンターを避難所として、開設しました。」

例 3) 例 2 の避難勧告を解除する場合

「こちらは西区役所です。○月○日○時○分に発令した避難勧告は、○月○日○時○分をもって、解除しました。」

3 情報提供開始時期

平成 30 年 6 月 1 日

※ 6 月 1 日以降「1 提供する情報」に該当する情報が発表／発令された場合に、登録いただいている自治会・町内会長の皆様へ本システムによる情報発信を行います。

西区総務課地域防災担当 三橋、岩下
電話：045-320-8310
FAX：045-322-9847

西区 緊急時情報伝達システム 登録用紙

自治会町内会名	
代表者名	
電話番号	

1 ご登録いただく電話番号について

- (1) ご登録できるのは1回線のみです。
- (2) 「固定電話」「携帯電話」どちらでも登録が可能です。

2 個人情報について

本システムは、氏名、電話番号等の個人情報をご提供いただき登録いたします。ご提供いただいた個人情報は、災害（訓練等含む）や緊急時の情報発信にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用いたしません。

ご提出先 : 〒220-0051 西区中央一丁目5番10号

西区役所総務課（51番窓口）

ご提出方法：郵送、FAXまたは窓口へのご持参をお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にお気軽にご相談ください。

担当：西区総務課危機管理・地域防災担当

三橋、岩下 電話（320）8310

FAX（322）9847